

令和3年度

山梨市財政健全化及び地方公営企業法
適用企業会計経営健全化並びに同法非
適用企業会計経営健全化審査意見書

山梨市監査委員

梨監査第 8 - 3 号
令和 4 年 8 月 17 日

山梨市長 高木晴雄 様

山梨市監査委員 古谷

山梨市監査委員 向山



令和 3 年度山梨市財政健全化及び地方公営企業法適用企業会計経営
健全化並びに同法非適用企業会計経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条
第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度財政健全化判断比率並びに
その算定の基礎となる事項を記載した書類及び資金不足比率並びにその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査を行なったので、次のとおり意見書を提出
します。

目 次

I 財政健全化審査

1 審査の対象	1
2 審査の実施日	1
3 審査の手続き	1
4 審査の結果	2
(1) 総合意見	2
(2) 個別意見	2
(3) 是正改善を要する事項	2

II 地方公営企業法適用企業会計経営健全化審査

1 審査の対象	3
2 審査の実施日	3
3 審査の手続き	3
4 審査の結果	3
(1) 総合意見	3
(2) 個別意見	4
(3) 是正改善を要する事項	4

III 地方公営企業法非適用企業会計経営健全化審査

1 審査の対象	5
2 審査の実施日	5
3 審査の手続き	5
4 審査の結果	5
(1) 総合意見	5
(2) 個別意見	6
(3) 是正改善を要する事項	6

(注) 本書において、文中及び表中に表示する比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。従って、合計と内訳の計、差引などが一致しない場合がある。

令和3年度山梨市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

- 一般会計等
 - ・令和3年度山梨市一般会計
- 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計
 - ・令和3年度山梨市国民健康保険特別会計
 - ・令和3年度山梨市後期高齢者医療特別会計
 - ・令和3年度山梨市交通・火災災害共済事業特別会計
 - ・令和3年度山梨市介護保険特別会計
 - ・令和3年度山梨市居宅介護予防支援事業特別会計
- 地方公営企業法適用企業会計
 - ・令和3年度山梨市水道事業会計
 - ・令和3年度山梨市簡易水道事業会計
 - ・令和3年度山梨市病院事業会計
 - ・令和3年度山梨市下水道事業会計
- 地方公営企業法非適用企業会計
 - ・令和3年度山梨市浄化槽事業特別会計
 - ・令和3年度山梨市活性化事業特別会計（観光施設）

上記の会計における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施日

令和4年7月20日

3 審査の手続き

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

今後、公債費が増加していくことが見込まれ、厳しい財政状況に直面することが予想されることから、常に中長期の財政見通しを視野に入れ、財源の確保等に努められるとともに、引き続き財政健全化の取組を推進されたい。

(単位：%)

比 率 名	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.18	20.00	
②連結実質赤字比率	—	18.18	30.00	
③実質公債費比率	11.6	25.0	35.0	
④将来負担比率	61.1	350.0		

※ 実質収支額及び連結実質収支額が黒字額である場合、「①実質赤字比率(%)」又は「②連結実質赤字比率(%)」は、「—」で表示される。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質赤字がなかったため数値の表示はなく、健全な状況である。

②連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足がなかったため数値の表示はなく、健全な状況である。

③実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は11.6%となっており、前年度より0.2ポイント増え、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良い状況である。

④将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は61.1%となっており、前年度より26.1ポイント減り、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良い状況である。

背景としては、財政調整基金など基金の取り崩しがなく、ふるさと納税寄附金などの特定目的基金の大幅な増加、年度末地方債残高の減少などが挙げられる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

地方公営企業法適用企業会計における経営健全化審査意見書

1 審査の対象

○地方公営企業法適用企業会計

- ・令和3年度山梨市水道事業会計
- ・令和3年度山梨市簡易水道事業会計
- ・令和3年度山梨市病院事業会計
- ・令和3年度山梨市下水道事業会計

上記の会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施日

令和4年7月20日

3 審査の手続き

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比率名	会計名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	水道事業会計	—	20.00	
	簡易水道事業会計	—	20.00	
	病院事業会計	—	20.00	
	下水道事業会計	—	20.00	

※資金の不足額がない場合、「資金不足比率(%)」は「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和3年度においては審査の対象となった全ての会計で資金不足はなく、いずれも健全な経営状態にあると認められる。

病院事業は、指定管理者制度を導入しており、資金不足は認められない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

地方公営企業法非適用企業会計における経営健全化審査意見書

1 審査の対象

- 地方公営企業法非適用企業会計
 - ・令和3年度浄化槽事業特別会計
 - ・令和3年度活性化事業特別会計（観光施設）

上記の会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施日

令和4年7月20日

3 審査の手続き

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比率名	会計名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	浄化槽事業特別会計	—	20.00	
	活性化事業特別会計	—	20.00	

※資金の不足額がない場合、「資金不足比率(%)」は「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和3年度においては審査の対象となった全ての会計で資金不足はなく、いずれも健全な経営状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。